

松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項

松くい虫等防除事業の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 単価の算定は、森林整備保全事業設計積算要領に準じて、単価表は円未満を四捨五入、明細表は円未満を切捨てとしている。
- (2) 設計金額は、工種等毎に千円未満を切り捨て、消費税等を加算すること。
- (3) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (4) 資材費は、建設物価に記載されているのは建設物価の価格を採用している。
建設物価に記載されていないものは、「鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領に基づき」決定している。
- (5) 諸経費率は、「森林整備事業等の諸経費の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 2 月 7 日付第 201900285333 号森林づくり課長通知）に基づき積算するものとする。
- (6) 単価表は事業主体が補助金額を算出するための基礎資料とするもので、単価表に用いる歩掛は標準的な工期を示したものであり、実際の作業における工法や使用機械を規定するものではない。また、事業主体（発注者）は、現場条件等により追加での作業等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該作業工期を追加等し、設計書を作成することができる。
- (7) 事業主体は、現地の状況等に応じて、根拠を明確にした上で歩掛の増減や作業工期の追加又は削除をすることができる。
 - ア 通勤補正及び時間的制約補正について
通勤及び時間的補正については、令和 4 年 4 月 5 日付林野庁計画課施工技術班課長補佐事務連絡「通勤補正及び時間的補正の取扱いについて」により労務歩掛の補正を行うことができるものとする。
 - イ 現場の地表条件及び傾斜条件による補正
現場条件によって歩掛を補正できる範囲は、原則として 20%までとし、一つの作業種につき複数の補正を行う場合であっても、最大 20%の範囲とする。
- (8) 施工地が点在する場合の取扱いについては、「森林保全事業設計積算要領等の細部取扱い」によるものとする。
 - ア 施工箇所が 1 km以上離れている場合は、箇所毎に間接費（共通仮設費、現場管理費）を算出するものとする。（ただし、一般管理費は施工箇所毎に分けず、一括して算出する。）
 - イ 直径 1 km範囲内に点在する複数の施工箇所については、1 箇所として間接費（共通仮設費、現場管理費）を算出するものとする。

(9) 伐倒・枝払い・玉切にかかる歩掛の適用

当該事業完了後、伐倒したマツの平均根元直径（施工地単位）に応じて歩掛を適用すること。

なお、1 施工地の範囲は直径階等が概ね同様である林分とし、地表工作物や作業移動距離を考慮して区分けするものとする。

(10) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。

(11) 週休 2 日の取得に要する費用計上は、「森林整備事業等における週休 2 日の取得に要する費用計上の取扱いの一部改定について（通知）」（令和 7 年 6 月 2 日付第 202500062744 号森林づくり課長通知）による。

2 作業種ごとの留意事項

(1) 伐倒駆除について

① 散布作業費にかかる歩掛の適用

当該事業完了後、伐倒したマツの平均根元直径（施工地単位）に応じて歩掛を適用すること。

② 歩掛の調整

地表状況、傾斜等に応じて、伐倒・枝払・玉切等の労務歩掛を調整することができる。

(2) 特別伐倒駆除について

① 集材費にかかる歩掛の適用

当該事業完了後、伐倒したマツの平均根元直径（施工地単位）及び集材距離に応じて歩掛を適用すること。

なお、施行地の状況により機械による集材が困難な場合は、その理由を整理しておくとともに、人力集材により積算することとする。

② 運搬数量の適用

現場条件に応じたトラック種別で積算するとともに、搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じてトラック台数を算出すること。

③ 移動式チップパーの適用

本単価表においては、小型移動式チップパーの経費は機械賃借料を用いているが、受注者が小型移動式チップパーを保有している場合は機械損料で積算するものとする。